

横浜市環境影響評価条例施行規則の改正等に関する意見公募要領

横浜市環境影響評価条例が施行してから 11 年を経過し、この間の市民の環境への関心の高まり、制度の運用上の課題、各種事業の多様化等に対応するため、今後の横浜市にふさわしく、より効果的な環境影響評価制度のあり方について検討を進め、「横浜市環境影響評価条例」を改正しました（平成 22 年 12 月 24 日公布、平成 23 年 8 月 1 日施行）。

このたび、条例改正に伴い「横浜市環境影響評価条例施行規則」、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」の改正・策定を行うこととなりました。これらの案の内容について広く市民の皆さまからご意見をいただくため、意見公募を実施します。

1 意見公募期間

平成 23 年 2 月 17 日（木）から平成 23 年 3 月 18 日（金）まで
（郵送の場合は当日消印有効）

2 意見提出方法

次のいずれかの方法によりご提出願います。（資料として公表しているリーフレット内に「ご意見記入欄」を設けていますので、ご活用ください。）

(1) 郵送の場合

郵送先：〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市環境創造局環境影響評価課

(2) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：045-663-7831 横浜市環境創造局環境影響評価課

(3) ご持参いただく場合

持参先：関内中央ビル 8 階（中区真砂町 2-22） 横浜市環境創造局環境影響評価課

(4) 横浜市ホームページから入力される場合

以下の環境影響評価課ホームページから、入力ページへお進みください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyoku/kaisei/iken.html>

3 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料として「リーフレット」「規則改正案」「環境配慮指針案」「技術指針案」を公表しています。上記環境影響評価課ホームページからダウンロードしていただけるほか、環境影響評価課、市庁舎 1 階市民情報センター及び各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

4 注意事項

- (1) いただいたご意見とそれに対する考え方は、後日ホームページ等で公表します。個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見や情報につきましては、本件の目的以外には使用いたしません。

5 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市環境創造局企画部環境影響評価課
電話：045-671-2495